

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年第3回弘前市国民健康保険運営協議会
開 催 年 月 日	平成29年4月20日（木）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時 から 午後4時 まで
開 催 場 所	市役所新庁舎3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 柳田 光祥
出 席 者	被保険者代表：委員 花松由美子 委員 蓮瀧榮子 委員 太田照子 保険医又は保険薬剤師代表：委員 竹澤俊之 委員 前田淳彦 公益代表：委員 柳田光祥（会長） 委員 藤田立榮 委員 阿保鉄幸 被用者保険等保険者代表：委員 宮本希功男 委員 對馬克典 委員 高橋徳誉壽
欠 席 者	保険医又は保険薬剤師代表：委員 今村憲市 委員 東野博 公益代表：委員 太田俊逸
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	健康福祉部長：赤石仁 国保年金課長：成田互 国保年金課長補佐：田中知巳 国保年金課主幹兼国保保険料係長：相馬延承 国保年金課主幹兼国保給付係長：伊藤武志 国保年金課国保運営係長：三上礼興
会 議 の 議 題	・平成29年第2回弘前市議会定例会に上程する弘前市国民健康保険条例の改正案について ・平成29年第1回弘前市議会定例会（最終日：3月16日）において可決成立した「弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」の内容について
会 議 結 果	・平成29年2月22日に公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、低所得者に対する法定軽減基準（5割・2割軽減）が改正されたため、この改正に伴い弘前市国民健康保険条例の改正案を6月議会に提案する。 ・平成29年第1回弘前市議会定例会において可決成立した内容が、平成29年度の国民健康保険料率が1人あたり平均5%増改定となったことの報告。
会 議 資 料 の 名 称	・平成29年第3回弘前市国民健康保健運営協議会次第

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市国民健康保健運営協議会委員名簿</li> <li>・平成29年第3回弘前市国民健康保健運営協議会席図</li> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行について(写)</li> <li>・法定軽減基準の改正内容</li> <li>・平成29年第1回弘前市議会定例会(最終日:3月16日)において可決成立した「弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」の内容について</li> <li>・平成29年3月7日付け東奥日報及び陸奥新報記事抜粋</li> </ul>
<p>会 議 内 容</p> <p>( 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 )</p> <p>国保年金課長補佐</p> <p>柳田会長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 健康福祉部長挨拶</li> <li>4 報告事項</li> <li>5 閉会</li> </ol> <p>4 報告事項</p> <p>本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、平成29年第3回弘前市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、柳田会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>柳田会長、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、平成29年第3回弘前市国民健康保険運営協議会を開催するにあたりご案内申しあげたところ、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日の会議は、平成29年第2回弘前市議会定例会に上程する「弘前市国民健康保険条例の改正案」と、平成29年第1回弘前市議会定例会において可決成立しました「弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について事務局から報告があるとのことです。</p> <p>委員の皆様から、多くのご意見やご質問を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い申しあげまして、開会の挨拶といたします。</p>

<p>国保年金課長補佐</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>健康福祉部長</p>	<p>4月から健康福祉部長となりました赤石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>平成29年第3回弘前市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、皆様、さくらがちらほら咲き始め、道路が混雑している中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、国民健康保険事業の運営はもとより、市政各般にわたりご理解とご協力を賜りまして、深く感謝を申しあげ次第であります。</p> <p>さて、今年度は、国民健康保険の大改革である平成30年度からの財政運営県単位化に向けて、電算システムの改修や、県単位化後の事務の取り扱いなどの諸準備を行う最終年度となっております。当市では、円滑に移行ができるように進めてまいりたいと考えております。</p> <p>弘前市の国保財政については、単年度収支黒字化と累積赤字解消に向け、医療費適正化対策と収納率向上対策の強化に加え、政策的に毎年度1億8千万円を国保財政に支援することとしています。さらに、本運営協議会でご議論いただき、1月24日にご答申いただきました内容を踏まえて決定いたしました、1人あたり平均5パーセント増の保険料率改定を今年度実施することとしております。</p> <p>本日は、平成29年第2回弘前市議会定例会に提案する「弘前市国民健康保険条例の改正案」と、平成29年第1回弘前市議会定例会において可決成立しました「弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」についてご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますが、委員の皆様からは、忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>国保年金課長補佐</p>	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>前田淳彦委員、藤田立榮委員を指名いたします。</p>
<p>国保年金課長補佐</p>	<p>それでは、会議に入らせていただきます。</p> <p>本日は、平成29年第2回弘前市議会定例会に上程する「弘前市国民健康保険条例の改正案」と、平成29年第1回弘前市議会定例会において可決成立した、「弘前市国民健康保険条例の</p>

健康福祉部長

一部を改正する条例案」についての報告をさせていただくこととなります。

なお、平成29年第2回弘前市議会定例会に上程する「弘前市国民健康保険条例の改正案」については、保険料軽減の拡充という、被保険者の不利益とならない条例改正のため、諮問事項ではなく、報告事項となります。

よって、審議がないため、引き続き、事務局で会議の進行を行いたいと思います。

それでは、健康福祉部長より、平成29年第2回弘前市議会定例会に上程する「弘前市国民健康保険条例の改正案」について、報告させていただきます。それでは、会議の方に入らせていただきます。

条例改正内容を詳しく説明いたしますので、まずは「条例改正資料1」をご覧ください。

今回の改正は、「条例改正資料1」のとおり、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布され、資料の裏面にありますように、平成29年4月1日から改正内容が適用となります。

表面に戻っていただき、「条例改正資料1」の「第2 改正の内容」をご覧ください。

今回の改正内容は、国民健康保険法施行令で定められております低所得世帯の保険料を軽減するための所得判定基準のうち、5割軽減と2割軽減を改正し、これまでよりも基準額を増加させることにより、軽減該当基準を拡充するものであり、保険料軽減世帯が増加となる改正であります。

次に「条例改正資料2 法定軽減基準の改正内容」をご覧ください。

「1. 法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文」は、今回の改正に併せて、改正する弘前市国民健康保険条例の該当部分を説明しています。

5割軽減の判定基準は、法第30条第1項第2号に記載されており、これまでの26万5千円から、27万円に改正となります。

2割軽減の判定基準は、法第30条第1項第3号に記載されており、これまでの48万円から、49万円に改正となります。

低所得者に対する軽減は、7割・5割・2割の3つの基準がありますが、7割軽減の基準は改正がありません。

次に、「2. 法定軽減基準改正に伴う対象世帯、被保険者数の

推移見込み」をご覧ください。

平成29年4月1日時点の状況で試算した結果、法定軽減基準を改正しない場合と比較しますと、世帯数では、

5割軽減が4,331世帯から4,414世帯に83世帯増加、

2割軽減が3,255世帯から3,301世帯に46世帯増加、

被保険者数は、

5割軽減が8,365人から8,532人に167人増加、

2割軽減が6,387人から、6,479人に92人増加する

試算となっております。

最後に「3. 法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み」をご覧ください。

今回の基準改正により、市全体の保険料調定額については、

47億8千620万200円から、

47億8千78万3千200円となり、542万4千円減少となる見込みとなっております。軽減世帯が増えるということは、

市の収入が減るということでございます。

今回の条例改正については、6月議会に提案し、平成29年度の保険料から適用させる予定となっております。

以上で、条例改正事項についての説明を終わります。

国保年金課長補佐

それでは、委員の皆様方からご意見等ございませんか。

(意見等なし)

つづきまして、国保年金課長より、平成29年第1回弘前市議会定例会において可決成立しました「弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」の内容について、報告させていただきます。

国保年金課長

先程、健康福祉部長の挨拶にもありましたとおり、来年度、県単位化となります。8月以降になりますと慌しい動きがでてきまして、財政運営に係る納付金が年末に分かるという情報がございます。その際には、皆様にご報告いたしたいと考えておりますので、お忙しい中恐縮ですがお集まりいただくこととなりますので、よろしくご都合をおつけいただくようお願いいたします。

それでは、私からは、今回3月議会で1人あたり平均5%増という保険料率の決定した経緯をご説明申しあげます。

資料の2ページをご覧ください。

3月議会には、平成29年度の国民健康保険料の料率を改定する条例案として上程し、賛成多数で成立となり、平成29年度の国民健康保険料率が「1人あたり平均5%増」となりました。

資料の3ページをご覧ください。

1月24日にご答申いただいたのは「1人あたり平均10%増以内」ですが、ここでは、「1人あたり平均10%増」と「1人あたり平均5%増」を並べてみたものでございます。

「1人あたり平均10%増」は、更なる取組・意識向上・政策的繰入1.8億円の実施で、平成34年度まで単年度収支黒字を維持し、平成34年度末に累積赤字を2.7億円まで圧縮するものであります。「1人あたり平均5%増」は、「1人あたり平均10%増」に、滞納繰越の収納を強化して、平成31年度までの3年間は単年度収支黒字を維持し、累積赤字が11.6億円残るものであります。

資料の4ページをご覧ください。

弘前市が国民健康保険料の料率を5%増とした理由や経緯についてご説明いたします。

当市の国民健康保険財政は、毎年度の被保険者数減少による保険料収入の減少と被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによる1人あたりの保険給付費が増加すると見込まれております。また、現在取り組んでいる医療費適正化や保険料収納率向上施策を強力に推し進め、更なる取組・政策的繰入を行っても、単年度収支が億単位での赤字が続くと見込まれ、1月12日に保険料率改定を諮問させていただきました。1月18日、弘前市議会議員全員協議会が開かれ、そこでは、1月12日の運営協議会へ諮問した内容などを説明し、弘前市議会議員から様々なご意見やご質問をいただきました。1月24日、第2回の運営協議会が開かれ、柳田会長が委員の意見を集約し、「平成29年度以降の国民健康保険料の改定料率は、1人あたり平均

10%増以内とすること。」の答申と、「1 市の取組は最大限行い、市民の負担感の更なる軽減に努めること。」「2 医療関係団体や民間企業と連携しながら、市民の意識向上を十分に図ること。」「3 県単位化後の平成31年度に再度財政推計をすること。」の意見が附されました。いただいた答申を受け、市長もやはり被保険者の保険料負担感に対する配慮が大事なのではないかということで、最終的には、2月2日に、市長・副市長と協議をいたしまして、平成31年度までの3年間は、単年度黒字が見込めるという理由と、被保険者の保険料負担感の配慮

ということで、最終的に、1人あたり平均5%増改定とすることを決断し、3月議会へ上程いたしました。

資料の5ページをご覧ください。

先程申しあげましたように、1人あたり平均5%増いたしましても、平成32年度から単年度収支が赤字となり、平成34年度末で11.6億円の累積赤字が残る見込みであります。それらについては、これまでの取組、更なる取組を確実に実施し、収納率向上対策としての4点、それから医療費適正化対策としての6点を確実に実施いたしまして、更に被保険者の意識向上を図り、それらの効果を最大限に積み上げ、1億8千万円の政策的繰入を確実に投入し、解消していく考えでございます。

最後に、6ページをご覧ください。

やはり、市民・関係団体と一体となり意識向上を図り、赤字解消に努めることが大事だと考えております。それから、債権管理を確実にやり赤字解消に努め、平成31年度にはそれまでの各種取組の検証を行い、併せて、その後の財政推計も行い、その分析結果により、財政支援の仕組みを改めて検討する考えでございます。なお、平成34年度までの6年間は、今回の5%の改定をそのまま据え置く方針としております。

参考という資料は、保険料が5%増改定前と改定後の比較でございます。保険料は、医療に係る分、75歳以上の後期高齢者に支援する分、介護保険に納付する分の3つの区分で組み立てられております。それぞれに、所得がある方は所得割がかかり、1人に均等割、世帯に平等割が3つの区分にかかるということになります。今回の改定前と改定後の変化につきましては、増加額等をそれぞれご覧いただければと思います。下の方の調定額は、参考までに掲載しておりますが、1人あたり調定額だと現在9万6千82円で、改定後は10万886円、増額が4千804円、増加率が5%、下の1世帯あたりも増加率に関しては5%となっております。

あと、皆様に配布しているのは、国保料が5%で据え置く方針だという新聞記事であります。

私の方からは、以上でございます。

国保年金課長補佐

以上で、報告が終わりました。

委員の皆様方からご意見等ございませんか。

委員

累積赤字を解消するために5%上げるのは分かります。5割軽減などは、緩和する部分を大きくするという意味で間違いな

<p>国保年金課長</p>	<p>いでしょうか。</p> <p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>軽減の拡充ですが、国の方針に則り、全国一律に改正しなければならないとなっております。また、今回の5%の引き上げにつきましては、弘前市が独自で財政を立て直すのに5%増が必要だということで、保険料を上げさせていただいたものであります。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>もし5%増しなければ、赤字が増加するという考えでよろしいでしょうか。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>先程説明をいたしました、540万円ほどの調定額の減が、財政に直接影響するのは確実であります。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>もう1つよろしいでしょうか。</p> <p>今まで保険料を口座振替で支払をしていましたが、65歳になったら年金からの天引きとなりました。それは、確実に保険料を取るという趣旨に理解はできますが、説明不足を感じます。手紙1通届いて年金天引きとなりますという説明だけで、今まで口座振替で支払ってきたのに何故という思いがありました。そこで、国保年金課に電話したところ、説明がなく、担当は収納課だということで電話を回されました。自分の担当ではないにしても、情報を共有し職員も勉強し対応できるようになれば、不快な思いをしなくても良いと思いました。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>委員のお話は、収納課と定例で会議をしていますので、その場で伝えたいと思います。職員同士知識を深めていき、電話を回す前に、簡単な回答ができるよう努めていきたいと考えております。</p>
<p>相馬主幹</p>	<p>国民健康保険の特別徴収という形で年金から天引きさせていただくのは、後期高齢者医療制度ができた時にあわせて国民健康保険も実施しようということで国が始めたものであります。国民健康保険の場合は、65歳以上のみの世帯に限り特別徴収となります。ただし、申し出をいただければ、引き続き口座振</p>

	<p>替を継続することができます。国保年金課では、新たに特別徴収となる方には、お手紙で、特別徴収と口座振替のどちらを希望するかをお知らせしておりますが、文書が分かりにくい点がございますので、その際は、お電話でお問い合わせいただくようお願いいたします。また、収納課は口座振替を取り扱っており、今後は、電話等で回す際は、連携して親切な対応をしていけるようにしたいと思います。</p>
委員	<p>もう一つ、口座振替の関係ですが、今まで口座振替で支払いをしていましたが、年金天引きになれば、口座振替のまま問題ないのですか。金融機関や市役所に問い合わせしても曖昧な回答しかきません。</p>
相馬主幹	<p>基本的には問題はありませんが、重複の支払いにならないよう、今後も、収納課と十分に注意していきたいと思います。</p>
委員	<p>通知書の中に、口座振替の人が年金天引きになる場合、口座振替のまま問題ないなどの記載があれば、納得できると思います。</p>
相馬主幹	<p>市民の皆様に分かり易いよう、改良などを考えたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>保険料率5%増改定について、3月議会の議場で市民へ丁寧に説明するとお話ししました。4月15日号の広報ひろさきには掲載いたしました。広報ひろさきについては、タイミングをずらさないで掲載していきたいと考えております。加えまして、町会の連合会単位で説明会を行いたいと考えております。現在、26地区中10地区、説明会の希望がきております。納入通知書が出る前にできるだけ説明会に赴きたいと考えております。なお、お忙しい地区もあるかと思っておりますので、現段階では、希望される地区に説明会を行うこととしております。</p>
国保年金課長補佐	<p>本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。</p>
その他必要事項	<p>・会議は非公開。</p>